



埼玉県議会議員

絆・挑・戦

令和2年(2020年)初夏号

県政報告

発行:埼玉県議会 自由民主党議員団
埼玉県議会議員
千葉達也県政調査事務所
加須市中央1-15-7

千葉たつや

県議会臨時議会開催(4月30日)

事業者に最大30万円支援を議決

県議会は4月30日に臨時議会を開催し、新型コロナウイルス対策として、事業者支援や医療体制の強化を盛り込んだ**補正予算511億781万の計上を議決**しました。(令和2年度一般会計補正後累計額:2兆125億4,245万3,000円)

事業者支援では、中小企業・個人事業主支援金として**4月8日から5月6日までの間に20日以上休業した事業者に対し、最大30万円の支援**を決めました。

医療面では、軽症者や無症状者を受け入れる宿泊療養施設を約1千室確保するため約60億円を計上したほか、県衛生研究所のPCR検査機器を増設するために約9億円、陽性患者の入院を受け入れている医療機関に対し患者1人あたり25万円の協力金などを支給するための予算、約40億円が盛り込まれています。

緊急事態措置期間の延長に伴い

事業者追加10万円支援

「新しい生活様式」
安心宣言実施へ

県は緊急事態措置期間の延長に伴い、厳しい経営状況に置かれている県内中小企業・個人事業主を支援するため、中小企業・個人事業主支援金として**10万円の追加支援を発表**しました。

さらに、安心な県民生活を実現していくために、新型コロナ感染拡大防止を徹底するガイドライン、『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』の取り組みを発表しました。

自民党県議団として一早く対策強化を要望

対策本部を立ち上げ取り組んでいます

新型コロナウイルスの拡大を受け、私たち自民党県議団は2月13日に緊急要望書を大野知事に提出。これを受け県は、24時間対応の専用電話相談窓口「県民サポートセンター」を開設したほか、先に開催された県議会2月定例会では約35億円の補正予算を議決し、検査システムの強化や受診体制の整備などが図られました。

4月7日には、政府による「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、自民党県議団として新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げました。対策本部会議を随時開催し、事業者や医療機関に対する支援策の強化などの要望・提言を重ねています。

まだ、ご確認されていない支援策はございませんか？

■現在国会では、2020年度2次補正予算案が審議されております。以下の支援が想定されております。

- ☐ 中小企業や個人事業主への家賃補助
- ☐ 経済的に困窮する学生への支援
- ☐ 雇用調整助成金を活用した休業手当の拡充
- ☐ 新型コロナ対応地方創生臨時交付金の増額

■国・埼玉県・加須市・自民党において、情報や支援策は刻々と変化しておりますので、以下のHPを是非ともご確認ください。

☐ 埼玉県 ☐ 加須市 ☐ 自民党 ☐ 加須市商工会



※加須市独自の支援制度もありますので、ご活用ください。

※市内中小企業向けの支援全般は、**加須市商工会**にご相談ください。支援策PDF

埼玉県中小企業・個人事業主支援金

■**対象**:新型コロナウイルス感染症の影響を受けて4月8日から5月6日までの間、7割(20日間)以上休業した県内の中小企業・個人事業主。対象となる業種は限定せず、休業の認定も弾力的に運用されます。また売り上げがなかった日を1日休業として算定し、飲食店など店内営業を中止してデリバリー・テイクアウトのみの営業に切り替えた場合や営業時間を短縮した場合も0.5日の休業とみなすこととしています。

■**支給額**:20万円(複数の事業所を有する場合は30万円) ■**申請手続**:5月7日から

追加《中小企業・個人事業主支援金》10万円

■**対象**:5月12日から31日までの間に8割(16日)以上休業した県内中小企業・個人事業主で、2019年(法人は前事業年度)の月平均売上げが15万円以上あること。

■**支給額**:10万円 ■**申請手続**:6月1日から(予定)

問埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎0570-000-678(ナビダイヤル) ☎048-830-8291(9:00~18:00)



新型コロナウイルス感染症緊急支援策一覧

個人・ご家庭

個人事業主(フリーランス)

企業・事業所

国民1人に10万円給付 特別定額給付金

- 対象者:令和2年4月27日に住民基本台帳に登録されている方
■申請方法
①郵送申請方式:市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送
②オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者):マイナンバーから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請

図総務省 特別定額給付金コールセンター
☎0120-260020(9:00~18:30)



運転免許証の有効期限延長

有効期限前に申請すれば有効期限の延長措置ができます。
※当面の間、運転免許証の更新手続は休止です。有効期限が令和2年7月31日までで免許失効前のかたに限り、郵送または窓口で手続ができます。また、高齢者講習終了証明書をお持ちのかたは、更新手続が可能です。

図埼玉県警運転免許課
☎048-543-2001



総合支援資金(生活支援費)の特例貸付

- 対象:収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
■貸付上限額:(2人以上)月20万円以内、(単身)月15万円以内、原則3月以内
※2人以上世帯の場合、最大で240万円の貸付を受けられます。
■据置期間:1年以内
■償還期限:10年以内 ■無利子・保証人不要

図加須市社会福祉協議会
加須支所 ☎0480-62-6451
騎西支所 ☎0480-73-2341
北川辺支所 ☎0280-62-4000
大利根支所 ☎0480-72-5069



緊急小口資金の特例貸付

休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- 特例の場合 20万円以内、その他の場合 10万円以内
■据置期間:1年以内 ■償還期限:2年以内
■無利子・保証人不要

- 個人事業主等の特例の場合 20万円以内
■据置期間:1年以内 ■償還期限:2年以内
■無利子・保証人不要

図加須市社会福祉協議会 加須支所 ☎0480-62-6451 / 騎西支所 ☎0480-73-2341 / 北川辺支所 ☎0280-62-4000 / 大利根支所 ☎0480-72-5069

市税や保険料など

- 市税や保険料などの納税猶予等を受けることができます。**要相談!**
■対象:市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税
図加須市役所 ☎0480-62-1111(収納課)
■対象:介護保険料 図加須市役所(高齢者福祉課)
■対象:後期高齢者医療保険料 図加須市役所(国保年金課)
■対象:水道料金・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料
図加須市役所 ☎0480-62-1111(水道課)

県税及び国税の納税猶予・申告期限延長

- 県税及び国税の納税猶予、申告期限の延長または減免等を受けることができます。ご相談ください。
図行田県税事務所 ☎048-556-5067
図行田税務署 ☎048-556-2121



埼玉県業種別組合等応援補助金

- 支援額:上限500万円/組合(40組合)
■対象となる組合:事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、社団法人(構成員の概ね1/2以上が中小企業者であるものに限り)等
図埼玉県産業労働政策課 業種別組合等応援補助金担当 ☎048-830-3721



テレワーク緊急導入奨励金

- 新型コロナウイルス感染症対策で、テレワーク導入・拡充に係る取組目標を達成した企業等に奨励金30万円を支給します。
■対象:県内中小企業、個人事業主、団体等
図働き方改革事務局 E-mail telework@sai-smeca.com
☎048-762-3040、048-711-3038、048-762-3391(平日9:00~17:00) Fax048-762-3501

働き方改革推進支援助成金

新たにテレワークを導入した中小企業等に対して、テレワーク用通信機器の導入等にかかる費用を助成します。

図テレワーク相談センター
☎0120-91-6479



雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。

図ハローワーク行田 ☎048-556-3151
図加須市ふるさとハローワーク
☎0480-62-8282



日本政策金融公庫の各種融資

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業事業 別枠3億円、国民生活事業 別枠6,000万円)
- 新型コロナウイルス対策マル経融資(別枠1,000万円)
- セーフティネット貸付の要件緩和(中小企業事業 7.2億円、国民生活事業 4,800万円)
- 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付(別枠6,000万円、無担保)
- 新型コロナウイルス対策衛生融資(別枠1,000万円)
- 衛生環境激変対策特別貸付

図日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル
☎0120-154-505



厚生労働省による助成金

- 小学校休業等対応助成金
小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金。
■対象期間:令和2年2月27日~6月30日
■助成内容:有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10
■申請期間:令和2年9月30日まで

図学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
☎0120-60-3999



商工組合中央金庫の各種融資

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- 図商工組合中央金庫 相談窓口
☎0120-542-711

